

1 処分年月日	令和5年12月19日
2 処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
(1) 商号または名称	株式会社大成コーポレーション
(2) 主たる事務所の所在地	東京都練馬区旭丘一丁目52番2号 大成江古田マンション311
(3) 代表者氏名	代表取締役 鈴木 孝
(4) 免許番号	国土交通大臣(4)第7481号
3 処分の内容	
<p>宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示</p> <p>(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について、必要な措置を講ずること。</p> <p>① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等並びに本件違反行為の再発防止のために行った取引時の具体的な対策について、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し速やかに周知徹底すること。</p> <p>② 宅地建物取引業法及び関係法令の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに対し継続的にこれを実施すること。</p> <p>③ 宅地建物取引業及びその遂行に関する業務の適正な運営を確保するため、社内の業務管理体制の整備等必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 前項各号について講じた措置（被処分者において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、令和6年1月18日までに、当該措置の実施状況を概ね6箇月後に、それぞれ文書をもって報告すること。</p>	
4 処分理由	
<p>被処分者の従業者は、平成27年9月から平成31年2月にわたり、自ら売主又は媒介として関わった埼玉県所在の10件の戸建て住宅及び集合住宅に係る顧客との売買契約において、真の売買価格を上回る金額が記載された売買契約書を作成し、金融機関に提出することにより、真の売買価格を上回る融資の承認を得させる不正な行為を行った。</p> <p>係る行為は、業務に関し取引の公正を害するものであり、宅地建物取引業宅地建物取引業法第65条第1項第2号に該当する。</p>	